

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和7年1月 27 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400794 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400097 号

## 第1 結論

請求者のA事業所（現在は、B社）における平成21年7月8日の標準賞与額を29万円、平成24年12月11日の標準賞与額を36万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月8日及び平成24年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月8日及び平成24年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月8日

② 平成24年12月11日

請求期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賞与支給明細書並びにC健康保険組合の回答（以下「賞与支給明細書等」という。）により、請求者は、A事業所から賞与（請求期間①は29万円、請求期間②は37万円）の支払を受け、請求期間①については、当該賞与額に基づく標準賞与額（29万円）に見合う厚生年金保険料（2万2,258円）を、請求期間②については、当該賞与額に基づく標準賞与額（37万円）より低い標準賞与額（36万1,000円）に見合う厚生年金保険料（3万179円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 29 万円、請求期間②は 36 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 7 月 8 日及び平成 24 年 12 月 11 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（請求期間①は令和 6 年 9 月 5 日受付、請求期間②は同年 7 月 1 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 7 月 8 日及び平成 24 年 12 月 11 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。